

**介護保険施設における食費・居住費と  
高額介護サービス費の負担限度額が  
令和3年8月1日から変わります**

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、食費・居住費と高額介護サービス費の負担限度額が変わります。

**① 居住費・食費の自己負担限度額**

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への軽減を行っています。一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方については、食費の負担額が見直されました。

※世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象です。

**② 高額介護サービス費**

介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。1か月に支払った利用者負担の合計が一定額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一定年収以上の高所得者世帯について、上限額が見直されました。

詳しくは、久慈広域連合又はお住まいの市町村の介護保険担当課にお問い合わせください。

**介護保険料の  
減免制度が  
あります**



生活に困っている、収入が減少した、災害の被害に遭われた方で、介護保険料を納めることが難しい方を対象とした減免制度があります。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した等の場合においても、申請により介護保険料の減免を受けられることがあります。

詳しくは、久慈広域連合又はお住まいの市町村の介護保険担当課にお問い合わせください。



問い合わせ先：介護保険課 ☎ 0194-61-3355

**衛生課からお願い**

**し尿の汲取り申込みはお早めに**

例年、お盆は、し尿汲取りの申込みが集中し、収集業者がすぐに対応できない場合がありますので、早めの申込みをお願いします。

また、し尿汲取りの手数料については、収集業者へ速やかに支払ってください。

**ごみの適切な分別にご協力を**

本来の分別区分以外の異物が混ざると、各処理施設では、取り除くために作業を一時中止することもあるほか、施設設備を損傷させるなど、施設の寿命を縮める大きな原因となります。家庭から出るごみの分別はもろろんのこと、事業者の皆様もごみの適切な分別に一層のご協力をお願いします。

- 燃えるごみに鉄製の不燃物を混ぜないでください。
- ウォーターサーバーボトルは、資源物ではなく燃えるごみに出してください。
- ビンは蓋を取り、ビン以外のものを混ぜないで資源物に出してください。



↑分別がされていないために施設設備から取り除いたもの一例

問い合わせ先：衛生課 ☎ 0194-66-9090